

マイナンバーを通知する『通知カード』が送られました

11月頃末の到着をめぐに、皆さんのマイナンバーを通知する『通知カード』が送られました。

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されますので、今号では今一度、マイナンバー制度のスケジュールや注意事項、『通知カード』と『個人番号カード』の違いなどについて確認します。



▲マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

▼問い合わせ

- ・通知カードや個人番号カードについて 市民サービスグループ (☎ 05 1 8 5 5)
- ・マイナンバー制度全般について 企画調整グループ (☎ 05 5 1 0 9)

『通知カード』は届きましたか

『通知カード』は原則、住民登録されている住所宛てに、世帯ごとに簡易書留で配達されています。

配達時に不在だった世帯には、不在配達通知書（ピンク色）が郵便受けなどに投函されています。表面に記載の『保管期間』中に再配達の手続きを行うか、郵便局窓口で直接受け取ってください。再配達の手続き方法、郵便局窓口での受け取りの際

に必要な物などについては、通知書の裏面に記載されています。

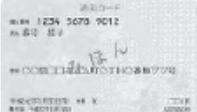
また、郵便局で保管期間の過ぎた『通知カード』や何らかの理由で届けることのできなかつた『通知カード』は、原則3カ月、登別市役所で保管しています。保管期間の過ぎた不在配達通知書をお持ちの方、通知書または『通知カード』が届いていない方は問い合わせください。

なお、10月5日以降に登別市に転入した方や市内で転居した方は遅れて届く可能性があります。

個人番号カード、通知カードについて

11月末までに送付

2016年1月より交付開始

	住民基本台帳カード	通知カード	個人番号カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載（裏面に記載する方向で検討） ○顔写真を券面に記載
2 各情報	<ul style="list-style-type: none"> ○11桁の住民票コード ○市窓口で申請し、後日受け取り ▶有効期間 発効日から10年 	<ul style="list-style-type: none"> ○12桁の個人番号 ○全国民に郵送で送付 ▶有効期限 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○12桁の個人番号 ○通知カードと合わせて個人番号カードの交付申請書を送付します。申請は郵送やオンラインなどで受け付けるため、市窓口へは1回の来庁（顔写真の確認など）で済みます。 ▶有効期間 発行日から申請者の10回目（20歳未満の方は5回目）の誕生日まで
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害など） ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引などにおける利用